にゃんこサポート三島会則

(名　称)

第1条　本会は「にゃんこサポート三島」と称する。

(目　的)

第2条　本会では、動物の愛護及び管理に関する法律に則った、人と飼い主のいないねこの共生の実現を目的とする。

(活　動)

第3条　本会は前条の目的を達成するため、行政との連絡を密にしながら、次の活動を行う。

（１）　飼い主のいないねこを捕獲し（Trap）、避妊・去勢手術を行い（Ｎeuter）、

　　　 元いた場所に戻す（Return）、一代限りの命を全うさせることで繁殖を抑

　　　 制する手法（TＮR）を用いる。

（２） 飼い主のいないねこへの餌やりのルールを決め、糞尿の掃除を行い、衛

生面に配慮する。

（３）　捨て猫をさせない環境作りを推進する。

（４）　飼い主はいないが地域において人による管理の対象となるねこを地域

　　　　ねこと称し、地域ねこ活動について啓発する。

（５）　里親探しについて啓発する。

(会　員)

第4条　本会は、第2条の目的に賛同するものであって、かつ前条の事業に参加できる者をもって構成する。

２　この会に入会を希望する者は入会申込書を提出する

（退　会）

第5条　退会を希望する者は、役員に申し出ることにより退会できる

２　会員との連絡が取れなくなった場合は、役員会の議決を経て退会処理をすることができる。

（会長及び役員）

第6条　本会は、次の役を置く。

（１）会　長　　　　　1名

（２）副会長 　　　 １名

(３) 会　計　　　　 １名

( 4 ) 相談受付　 　　 １名

（５）広　報 　 1名

２　会長・副会長・会計・相談受付・広報を選出し、総会において承認する

３　会長・副会長を役員とする。他に会計、相談受付・広報の中から在籍年数等

を考慮し役員を選出し、総会において承認する。

４　会長は、会務を総理し、総会及び打合せ会の議長となる。

５　副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行できない場合は、その職務を代

理する。

６　会計は、寄付及びその他の収入を管理する。

７　相談受付は、外部からの問い合わせや相談に応じ処理する。

８　広報は、三島市民ポータルサイトの活用等について啓発する。

９　役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

10　補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会　議)

第7条　本会の会議は総会及び打合せ会とし、会長が招集する。

２　総会は年1回招集する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

３　打合せ会は、必要に応じて会長が招集する。

（会　計）

第8条　本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

２　本会の経費は、寄付金その他の収入をもってあてる。

　（会員の心得）

第9条　本会の会員は、必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。

２　本会の会員は、その活動によって知り得た個人の情報を、他の人に漏らして

　はならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（委　任）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は役員会で協議の上処理を決定する。

附　則

１　この会則は、平成24年3月7日から施行する。

２　この会則は、平成24年4月1日から施行する。

３　この会則は、平成25年4月1日から施行する。

４　この会則は、令和3年4月1日から施行する。

５　この会則は、令和3年8月15日から施行する。